

# 議案第4号

## 議員のなり手不足解消に向けた町村議会議員の 処遇改善に関する決議

町村議会は、地域課題の解決に向けて多様な住民の声を集約し、その負託に応えて議論を重ね、地方公共団体の意思決定や行政監視を担う重要な責務を有している。社会情勢が変化する今日において、二元代表制の一翼としてその役割はますます重要となっている。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化し、地方自治の根幹を揺るがしかねない状況に直面している。

なり手不足問題の背景には様々な要因が絡み合っているが、とりわけ地域における議会の役割や議員の仕事が住民に十分伝わっていないこと、さらには議会・議員活動の実態に見合わない低額な議員報酬が、その大きな要因であると考えられている。

こうしたことから、全国町村議会議長会では、926町村議会が一丸となって議会・議員活動の充実と議員報酬の適正化を推進するため、「各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の47%程度を目指す」とした決議を行った。さらに、「議会力アップのための活動例」や「デジタル技術活用事例集」、「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」のほか、活動の指標となる「町村議会議員のための議会活動・議員活動のモデル例」、住民の理解を深めるための「議会の役割と議員の仕事（リーフレット）」を作成し、各町村議会の参考に供してきたところである。

各町村議会においては、これらを活用し、住民の理解を得ながら、議員のなり手不足解消に向けた自主的な取組を進めていくこととするが、地方議会の努力のみでは解決し得ない課題もある。

よって、国においては、来年に迫った統一地方選挙に向け、下記事項について実現するよう、強く要請する。

### 記

- 1 低額な議員報酬を改善するため、議員報酬の改定を行った町村については、報酬改定による増額が当該町村の行財政運営に影響を与えないよう直接的な財政措置を講じること。また、地方交付税として措置される実際の議会費を充実し、その措置を明確化すること。

2 特別職報酬等審議会において、変動の速い今日の社会一般情勢にも適応した適正な審議が行われるよう、毎年度審議会を開催すること、議会の活動状況を把握している者を委員に任命すること及び審議の過程で議会側に意見陳述の場を付与することを町村長に助言すること。

また、議員報酬額の審議に当たっては、以下のことに留意するよう併せて通知すること。

- (1) 類似団体や近隣町村との単純な比較によることなく、議会・議員の活動状況を踏まえて議員報酬の水準を決定すること。
- (2) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。
- (3) 議会における人材確保の観点から、物価の動向などの経済情勢についても考慮すること。

3 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点及び厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

以上、決議する。

令和8年5月27日

全国町村議会議長会  
都道府県会長会